

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
8月20日
(火曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）
解除予定保安林（周南市）（森林整備課）
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）



山口県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年八月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 所	機 在	関 地	指 定 年 月 日
あすなる薬局	萩市大字土原五〇の四			令和元、七、一

山口県告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和元年八月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除予定保安林の所在場所
周南市大字鹿野中字中山一〇八〇六（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県立多部制定時制高等学校新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年八月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 県立多部制定時制高等学校新築工事
 - 工事場所 山口市小郡下郷字下開作地内
 - 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上五階建	四、六四四平方メートル

- 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。
- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の A 等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

（二）共同企業体の代表者の令和元年八月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

（三）共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

（一）共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

（二）申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

（三）申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

（四）申請書等の提出期間及び時間

令和元年九月五日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

（五）経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

令和元年九月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三

一三八三〇）にすること。